

消防局訓令番 号	消防局訓令名	公布年月日
消防局訓令第 1 号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 2 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 3 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 4 号	さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 5 号	さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 6 号	さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 7 号	さいたま市火災調査規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日
消防局訓令第 8 号	さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令	平成 3 1 年 3 月 2 9 日

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 2 号	さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示	平成31年3月18日
消 防 局 告 示 第 4 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示	平成31年3月29日
消 防 局 告 示 第 5 号	さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告示	平成31年3月29日

さいたま市消防局訓令第1号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程（平成15年さいたま市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 個別専決事項					別表第2（第3条関係） 個別専決事項				
総務部					総務部				
課室名	専決事項	課長	署長	部長	課名	専決事項	課長	署長	部長
[略]					[略]				
消防職員課	1 [略]				消防職員課	1 [略]			
	2 [略]					2 <u>旧姓使用の承認等に関する</u> <u>こと。</u>			○
	3 [略]					3 [略]			
	4 [略]					4 [略]			
	5 [略]					5 [略]			
	6 [略]					6 [略]			
	7 [略]					7 [略]			
	8 [略]					8 [略]			
	9 [略]					9 [略]			
	10 [略]					10 [略]			
	11 [略]					11 [略]			
[略]					[略]				
警防部					警防部				
課名	専決事項	課長	署長	部長	課名	専決事項	課長	署長	部長
救急課	1 <u>応急手当講習の実施に</u> <u>関すること。</u>	○			救急課	1 <u>応急手当の普及啓発に</u> <u>関すること。</u>	○		
	2 <u>応急手当講習修了証等の</u> <u>交付に関する</u> こと。	○				2 <u>民間による患者等搬送事</u> <u>業の認定及び指導に</u> 関する こと。			○
	3 <u>応急手当指導員及び応急</u> <u>手当普及員の認定に</u> 関する こと。	○							

	4 患者等搬送乗務員講習の 実施に関する <u>こと。</u>	○						
	5 民間による患者等搬送事 業及び車両の認定に関する <u>こと。</u>		○					
[略]				[略]				
備考 [略]				備考 [略]				

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第2号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(階級章等)</p> <p>第22条 階級章、名札、<u>き章</u>、消防長章及び予防技術資格者章の着用被服は次に掲げるとおりとし、着用位置については別図のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>き章</u>は、冬服及び夏服に着用する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(隊員章等)</p> <p>第23条 隊員章等の着用範囲及び着用位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消防隊員章 消防吏員に任命されている者で活動服着用時に右上腕部に<u>貼付</u></p> <p>(2) 救急隊員章 救急隊の隊員を命じられている者で救急服着用時に右上腕部に<u>貼付</u></p> <p>(3) 救急救命士章 救急救命士の資格を有する者で救急服着用時に左胸部に<u>貼付</u></p> <p>(4) 救助隊員章 救助隊の隊員を命じられている者で救助服着用時に右上腕部に<u>貼付</u></p> <p>(5) 特別高度救助隊員章 特別高度救助隊の隊員を命じられている者で救助服着用時に右上腕部に<u>貼付</u></p> <p><u>(6) 特別高度救助隊章 特別高度救助隊の隊員を命じられている者で救助服着用時に左胸部に貼付</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>隊員</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>章等</td> <td>特別高度</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	品名	区分	摘要	[略]			隊員	[略]		章等	特別高度	[略]	<p>(階級章等)</p> <p>第22条 階級章、名札、<u>職員き章</u>、消防長章及び予防技術資格者章の着用被服は次に掲げるとおりとし、着用位置については別図のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員き章</u>は、冬服及び夏服に着用する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(隊員章等)</p> <p>第23条 隊員章等の着用範囲及び着用位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消防隊員章 消防吏員に任命されている者で活動服着用時に右上腕部に<u>ちょう付</u></p> <p>(2) 救急隊員章 救急隊の隊員を命じられている者で救急服着用時に右上腕部に<u>ちょう付</u></p> <p>(3) 救急救命士章 救急救命士の資格を有する者で救急服着用時に左胸部に<u>ちょう付</u></p> <p>(4) 救助隊員章 救助隊の隊員を命じられている者で救助服着用時に右上腕部に<u>ちょう付</u></p> <p>(5) 特別高度救助隊員章 特別高度救助隊の隊員を命じられている者で救助服着用時に右上腕部に<u>ちょう付</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>隊員</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>章等</td> <td>特別高度</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	品名	区分	摘要	[略]			隊員	[略]		章等	特別高度	[略]
品名	区分	摘要																							
[略]																									
隊員	[略]																								
章等	特別高度	[略]																							
品名	区分	摘要																							
[略]																									
隊員	[略]																								
章等	特別高度	[略]																							

救助隊員章	
特別高度救助隊章	台地をオレンジ色のワッペンとする。 「特別高度救助隊」の文字を濃紺色で表示する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
[略]	


(2) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

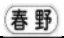
[消防吏員]

[略]

しころ所属表示

本部・消防署名	表示	出張所名	表示	下地色
[略]				
見沼消防署	[略]	[略]	[略]	[略]
		東大宮出張所	[略]	
		春野出張所		
[略]				

保安帽所属表示

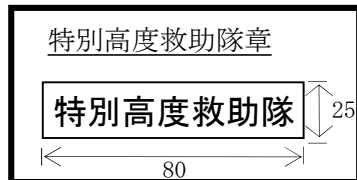
部・消防署名	表示	出張所名	表示
[略]			
見沼消防署	[略]	[略]	[略]
		東大宮出張所	[略]
		春野出張所	
[略]			

隊員章等

[略]

特別高度救助隊員章

[略]



[略]

別図（第22条関係）

着用位置（冬服）

救助隊員章	
[略]	


(2) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[消防吏員]

[略]

しころ所属表示

本部・消防署名	表示	出張所名	表示	下地色
[略]				
見沼消防署	[略]	[略]	[略]	[略]
		東大宮出張所	[略]	
		春野出張所		
[略]				

保安帽所属表示

部・消防署名	表示	出張所名	表示
[略]			
見沼消防署	[略]	[略]	[略]
		東大宮出張所	[略]
		春野出張所	
[略]			

隊員章等

[略]

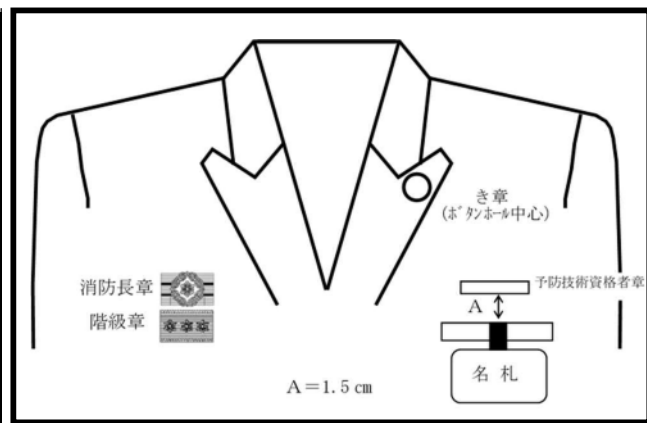
特別高度救助隊員章

[略]

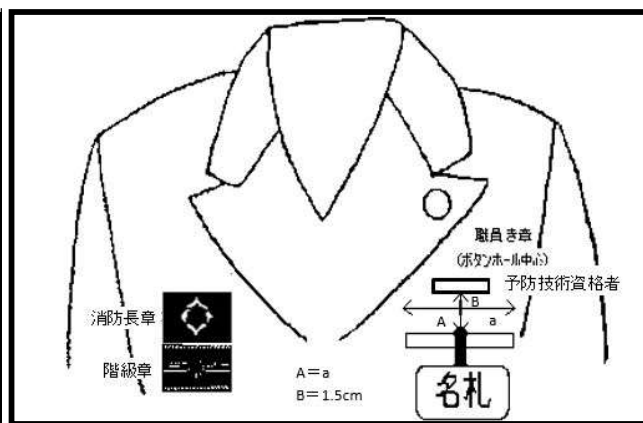
[略]

別図（第22条関係）

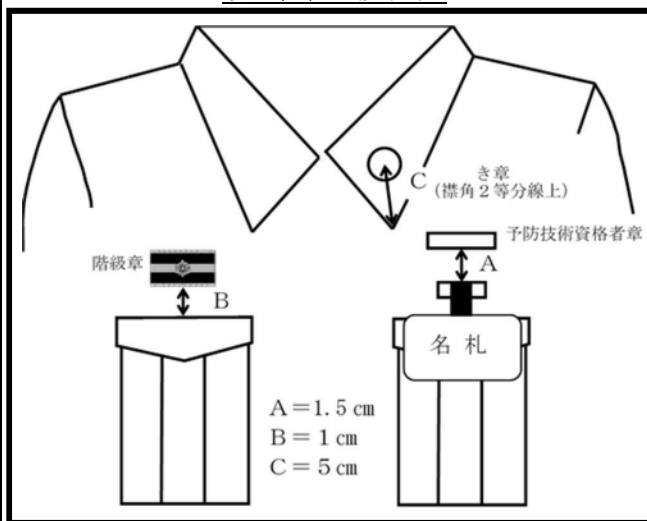
着用位置（冬服）



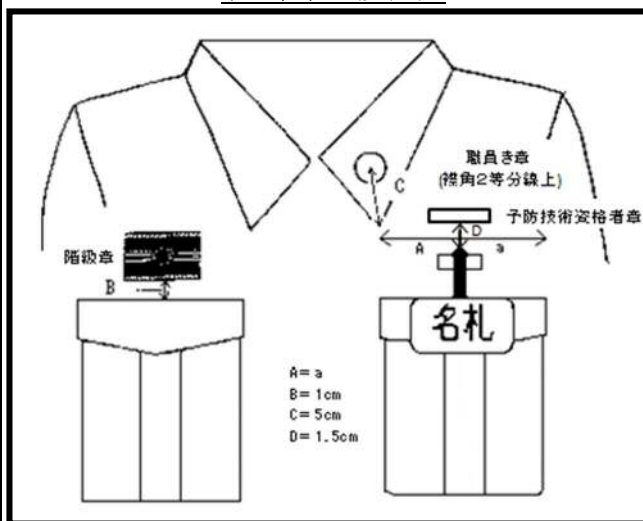
着用位置 (夏服)



着用位置 (夏服)



[略]



[略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第3号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与品の基準)	(給与品の基準)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の規定により各自必要に応じて選択した給与品（以下「選択被服」という。）は、毎年度消防吏員（以下「吏員」という。）ごとに <u>付与する</u> 次に掲げる点数（以下「持点」という。）の範囲内で、給与するものとする。ただし、必要に応じて持点を変更することができる。	2 前項の規定により各自必要に応じて選択した給与品（以下「選択被服」という。）は、毎年度消防吏員（以下「吏員」という。）ごとに <u>賦与する</u> 次に掲げる点数（以下「持点」という。）の範囲内で、給与するものとする。ただし、必要に応じて持点を変更することができる。
(1) 男性 <u>消防</u> 吏員（消防隊員、救急隊員及び救助隊員を除く。） 80点	(1) 男性吏員（消防隊員、救急隊員及び救助隊員を除く。） 80点
(2) 女性 <u>消防</u> 吏員（消防隊員及び救急隊員を除く。） <u>100点</u>	(2) 女性吏員（救急隊員を除く。） <u>110点</u>
(3) <u>男性</u> 消防隊員 90点	(3) 消防隊員 90点
(4) <u>女性</u> 消防隊員 <u>110点</u>	(4) 救急隊員 <u>120点</u>
(5) 救急隊員 <u>110点</u>	(5) 救助隊員 <u>110点</u>
(6) 救助隊員 <u>125点</u>	
3 新たに吏員となった者の持点は、吏員となった年度の翌年度から <u>付与する</u> ものとする。ただし、10月1日から翌年3月31日までの間に任用された吏員の翌年度の持点は60点とする。	3 新たに吏員となった者の持点は、吏員となった年度の翌年度から <u>賦与する</u> ものとする。ただし、10月1日から翌年3月31日までの間に任用された吏員の翌年度の持点は60点とする。
(給与の手續)	(給与の手續)
第3条 選択被服の給与を受けようとする者は、毎年4月1日現在において現に給与されている物の状況を勘案し、当該年度に <u>付与された</u> 持点の範囲内で選択し、被服等調査表（様式第1号）を、指定日までに総務部消防企画課長（以下「消防企画課長」という。）に提出するものとする。	第3条 選択被服の給与を受けようとする者は、毎年4月1日現在において現に給与されている物の状況を勘案し、当該年度に <u>賦与された</u> 持点の範囲内で選択し、被服等調査表（様式第1号）を、指定日までに総務部消防企画課長（以下「消防企画課長」という。）に提出するものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

品目		区分		男性消防吏員		男性消防隊員		救急隊員		救助隊員	
		1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり		
冬帽		1	8	1	8	1	8	1	8	1	8
夏帽		1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
冬服	上衣	2	38	2	38	2	38	2	38	2	38
	ズボン	2	23	2	23	2	23	2	23	2	23
	ネクタイ	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
	バンド	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5
夏服	上衣(長袖)	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17
	上衣(半袖)	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16
	ズボン	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14
冬服用防寒衣		1	40	1	40	1	40	1	40	1	40
白手袋		4	1	4	1	4	1	4	1	4	1
短靴		2	11	2	11	2	11	2	11	2	11
略帽		2	6	2	6	2	6	2	6	2	6
活動服	上衣	2	19	2	19	2	19	2	19	2	19
	ズボン	2	16	2	16	2	16	2	16	2	16
	バンド	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
夏活動服	上衣	2	19	2	19	2	19	2	19	2	19
	ズボン	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17
活動用防寒衣		1	27	1	27	1	27	1	27	1	27
雨衣		2	29	2	29	2	29	2	29	2	29
活動靴		2	14	2	14	2	14	2	14	2	14
編上靴		2	17	2	17	2	17	2	17	2	17
長靴		1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
冬救急服	上衣					2	26				
	ズボン					2	19				
	バンド					2	5				
夏救急服	上衣(長袖)					2	24				

服	上衣 (半袖)					2	2 3		
	ズボン					2	1 8		
救急服襟						6	2		
救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 0
夏救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 0
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4	4	4
耐切創繊維手袋		4	1 0	4	1 0	4	1 0	4	1 0
名札	活動服	4	1	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1		
	救助服							4	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	2 2	1	2 2	1	2 2	1	2 2

別表第2（第2条関係）

区分		女性消防吏員		女性消防隊員		救急隊員	
		1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数	1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数	1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数
品目							
冬帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2
夏帽		1	1 7	1	1 7	1	1 7
冬服	上衣	2	3 8	2	3 8	2	3 8
	スカート	2	2 9	2	2 9	2	2 9
	ズボン	2	2 4	2	2 4	2	2 4
	ベスト	2	2 5	2	2 5	2	2 5
	ネクタイ	2	7	2	7	2	7
夏服	上衣（長袖）	2	1 7	2	1 7	2	1 7
	上衣（半袖）	2	1 7	2	1 7	2	1 7
	スカート	2	1 6	2	1 6	2	1 6
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6
	バンド	2	5	2	5	2	5
冬服用防寒衣		1	4 0	1	4 0	1	4 0
白手袋		4	1	4	1	4	1
パンプス		2	1 6	2	1 6	2	1 6
短靴		2	1 1	2	1 1	2	1 1
略帽		2	6	2	6	2	6
活動服	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6
	バンド	2	2	2	2	2	2
夏活動服	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9
	ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7
活動用防寒衣		1	2 7	1	2 7	1	2 7
雨衣		2	2 9	2	2 9	2	2 9
活動靴		2	1 4	2	1 4	2	1 4
編上靴		2	1 7	2	1 7	2	1 7
長靴		1	9	1	9	1	9
冬救急	上衣					2	2 6

服	ズボン					2	19
	バンド					2	5
夏救急服	上衣 (長袖)					2	24
	上衣 (半袖)					2	23
	ズボン					2	18
救急服襟						6	2
保安帽		1	12	1	12	1	12
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4
耐切創繊維手袋		4	10	4	10	4	10
名札	活動服	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	22	1	22	1	22

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第4号

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（勤務時間の割振り及び休憩時間）</u></p> <p><u>第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは職員の障害の特性等に応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う毎日勤務の職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>（特例）</p> <p>第7条 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により第3条から第5条までの規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日、休憩時間及び睡眠時間について総務部長と協議の上定めることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>（特例）</p> <p>第6条 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により第3条又は第4条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日、休憩時間及び睡眠時間について総務部長と協議の上定めることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第7条 [略]</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第5号

さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の服務に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(消防職員証等)</p> <p>第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務の適正な執行を保障するため、<u>消防職員証（様式第1号）</u>、階級章、名札等を所持しなければならない。</p> <p><u>2 職員は、職務の執行に当たり必要があるときは、消防職員証を提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 職員は、消防職員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに書換えの手続をとらなければならない。</u></p> <p><u>4 職員は、職務に従事するときは、常に階級章及び名札を着用しなければならない。</u></p> <p><u>5 職員は、消防職員証又は名札を紛失し、又は毀損したときは、再貸与願を提出し、再貸与を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 職員は、消防職員証、階級章又は名札を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。</u></p> <p><u>7 職員は、当該身分を失ったときは、遅滞なく消防職員証及び名札を返納しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(履歴事項の変更)</p> <p>第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに履歴事項変更届（様式第2号）を所属長を経て<u>総務部消防職員課長（以下「消防職員課長」という。）</u>に提出しなければならない。 (1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(欠勤)</p> <p>第21条 職員は、欠勤（法律又は条例の規定により勤務しないことが認められている場合以外の場合において、勤務しないことをいう。）しようと</p>	<p style="text-align: center;">(消防手帳等の所持)</p> <p>第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務の適正な執行を保障するため、<u>消防手帳</u>、階級章、名札等を所持しなければならない。</p> <p><u>2 職員は、消防手帳の記載事項に変更が生じたときは、所属長を経て総務部消防職員課長（以下「消防職員課長」という。）に提出し、その訂正を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(履歴事項の変更)</p> <p>第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに履歴事項変更届（様式第1号）を所属長を経て<u>消防職員課長</u>に提出しなければならない。 (1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(欠勤)</p> <p>第21条 職員は、欠勤（法律又は条例の規定により勤務しないことが認められている場合以外の場合において、勤務しないことをいう。）しようと</p>

するとき又は欠勤したときは、欠勤届（様式第3号）を所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。

（職務専念義務免除の手続）

第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除願（様式第4号）を免除を受けようとする日の3日前までに所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。

（営利企業等従事許可の手続）

第24条 職員は、法第38条第1項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第5号）を、原則として、営利企業等に従事する日の2週間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長に提出しなければならない。

（私事旅行届）

第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行等届簿（様式第6号）により所属長に届け出なければならない。ただし、その暇がないときは、電話、伝言等により所属長に連絡しなければならない。

様式第2号（第20条関係）

[略]

様式第3号（第21条関係）

[略]

様式第4号（第23条関係）

[略]

様式第5号（第24条関係）

[略]

様式第6号（第27条関係）

[略]

するとき又は欠勤したときは、欠勤届（様式第2号）を所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。

（職務専念義務免除の手続）

第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除願（様式第3号）を免除を受けようとする日の3日前までに所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。

（営利企業等従事許可の手続）

第24条 職員は、法第38条第1項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第4号）を、原則として、営利企業等に従事する日の2週間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長に提出しなければならない。

（私事旅行届）

第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行等届簿（様式第5号）により所属長に届け出なければならない。ただし、その暇がないときは、電話、伝言等により所属長に連絡しなければならない。

様式第1号（第20条関係）

[略]

様式第2号（第21条関係）

[略]

様式第3号（第23条関係）

[略]

様式第4号（第24条関係）

[略]

様式第5号（第27条関係）

[略]

附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号 (第8条関係)

The diagram shows a rectangular ID card with a height of 53.98mm and a width of 85.60mm. The card features the Saitama City logo and name in the top left, the title '消防職員証' (Fire Employee ID Card) and 'Saitama City Fire Bureau' in the top right. A photo placeholder labeled '写真' is on the left. The name field '氏名' is on the right, accompanied by a snowflake icon and a verification statement: '上記の者は、さいたま市消防職員であることを証明する。' (The person above proves to be a fire employee of Saitama City). Below this is a date field '年 月 日' and a stamp area 'さいたま市消防長 印' (Saitama City Fire Chief Seal).

53.98mm

85.60mm

さいたま市

消防職員証

Saitama City Fire Bureau

写真

氏名

上記の者は、さいたま市消防職員であることを証明する。

年 月 日

さいたま市消防長 印

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のさいたま市消防職員の服務に関する規程第8条第1項の規定により消防手帳を所持している職員に係る当該消防手帳については、この訓令による改正後のさいたま市消防職員の服務に関する規程第8条第1項の消防職員証が貸与されるまでの間、当該消防手帳を当該消防職員証とみなして同条（第4項を除く。）の規定を適用する。

さいたま市消防局訓令第6号

さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員安全衛生管理規程（平成15年さいたま市消防局訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(作業主任者)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 [略]</u></p>	<p>(作業主任者)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他省令で定める事項を行う。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>(産業医)</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 産業医は、省令第14条第1項第7号及び省令第15条に掲げる事項を行った場合は、産業医活動記録（様式第1号）に必要事項を記録する。</u></p>	<p>(産業医)</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 産業医は、次に掲げる事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>衛生教育その他職員の健康増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>省令第15条第1項に規定する巡視に関すること。</u></p> <p><u>3 産業医は、前項各号に掲げる事項を行った場合は、産業医活動記録（様式第1号）に必要事項を記録する。</u></p> <p><u>4 産業医は、第2項各号に掲げる事項に関し、消防局長、総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者に対して意見を述べ、又は衛生管理者を指導し、若しくは助言することができる。</u></p>
<p>(会議)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 安全衛生委員会は、開催の都度、省令第23条第4項各号に掲げる事項を記録し、これを3年間</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

保存しなければならない。

別表第1（第17条関係）

安全衛生委員会

所属	委員長	委員	
		常任	職員代表
[略]			
さいたま市見沼消防署	消防署長	衛生管理者・管理指導課長・消防1課長・消防2課長・蓮沼出張所長・東大宮出張所長・春野出張所長	職員の互選による者（8名）
[略]			

様式第1号（第14条関係）

産業医活動記録

[略]
年 月 日の活動は、次のとおりです。
[略] [略]
[略]

別表第1（第17条関係）

安全衛生委員会

所属	委員長	委員	
		常任	職員代表
[略]			
さいたま市見沼消防署	消防署長	衛生管理者・管理指導課長・消防1課長・消防2課長・蓮沼出張所長・東大宮出張所長	職員の互選による者（7名）
[略]			

様式第1号（第14条関係）

産業医活動記録

[略]
平成 年 月 日の活動は、次のとおりです。
[略] [略]
[略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第7号

さいたま市火災調査規程の一部を改正する訓令

さいたま市火災調査規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第7号までを次のように改める。

（表）

建 物 災 害 申 告 書

年 月 日

（宛先） 消 防 署 長

申告者 住 所
職 業
氏 名
電話番号
（又は他の連絡先）

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と 申告者の関係	所有者・管理者・占有者	
	り災場所	さいたま市			
2	り 災 前 の 建 物 概 要 等	建 物 用 途			
		構 造			
		屋 根			
		外 壁			
		階 数	地上 階 ・ 地下 階		
		建 築 面 積	m ²		
		延 べ 面 積	m ²		
		建 築 年 月	年 月		
		建築時の坪（3.3 m ² ）単価	円		
		総 額	円		
損 害 別	焼 ・ 爆 ・ 消 ・ 他				
3	火 災 保 険	保 険 会 社	契約者氏名	契 約 年 月	保 険 金 額
				年 月	円
				年 月	円
※ 受 付 欄		特 記 事 項			
提出丁数：					

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

(裏)

建物り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 「建物用途」の欄は、り災前の建物用途を記入してください。
- 2 「構造」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例：木造、鉄骨造、耐火造等)
- 3 「屋根」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例：陸屋根、瓦葺、トタン等)
- 4 「外壁」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例：板張り、サイディングボード等)
- 5 「階数」の欄は、建物の階数を記入してください。(例：地上2階、地下0階)
- 6 「建築面積」及び「延べ面積」の欄は、それぞれの面積を記入してください。
- 7 「建築年月」の欄は、建物の完成年月を記入してください。
- 8 「建築時坪(3.3㎡)単価」及び「総額」の欄は、建物の完成日と3.3平方メートル当たりの建築費用を記入してください。
- 9 「総額」の欄は、建築時の総建築費用を記入してください。
- 10 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆：爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消：火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他：上記以外の損害
- 11 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

り 災 前 の 2 建 物 概 要 等	建 物 用 途	住宅
	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル
	階 数	地上 2 階 ・ 地下 0 階
	建 築 面 積	30 ㎡
	延 べ 面 積	60 ㎡
	建 築 年 月	平成 22 年 3 月
	建築時の坪(3.3㎡)単価	200,000 円
	総 額	3,600,000 円
	損 害 別	⓪ ・ 爆 ・ 消 ・ 他

(3の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

注意事項

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
【提出予定日： 年 月 日 時頃の予定】
- 3 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
- 4 この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。

所 属：

住 所：

担 当 者：

電話番号： ()

F A X： ()

（表）

建 物 収 容 物 り 災 申 告 書

年 月 日

（宛先） 消 防 署 長

申告者 住 所
職 業
氏 名
電話番号
（又は他の連絡先）

1	り災年月日	年 月 日			り災物件と 申告者の関係	所有者・管理者・占有者	
	り災場所	さいたま市					
2	世 帯 員	氏 名	年 齢	性 別	氏 名	年 齢	性 別
				男・女			男・女
				男・女			男・女
3	火 災 保 険	保 険 会 社	契 約 者 氏 名		契 約 年 月	保 険 金 額	
					年 月	円	
					年 月	円	
4	り 災 物 件						
	品 名	数 量	損 害 別	購 入 年 月	購 入 価 格	備 考	
			焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)	
			焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)	
			焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)	
		焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)		
※ 受 付 欄			特 記 事 項				
提出丁数：							

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

(裏)

建物収容物り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)世帯員の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

(3の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

(4の欄)

- 1 「品名」及び「数量」の欄は、動産の品名ごとに数量を記載してください。
- 2 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物、熱によって炭化、熔融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆：爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消：火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他：上記以外の損害(例～運び出す時に壊れたものなど)
- 3 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、必ず記入してください。ただし、購入年月が不明の場合は、備考の(使用 年)内に使用年数を記入してください。なお、使用年数は1年未満の端数は切捨てとします。
- 4 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

り 災 物 件						
	品 名	数量	損 害 別	購 入 年 月	購 入 価 格	備 考
4	洗濯機	1	Ⓢ・爆・消・他	平成20年 3月	10万円	中古品 (使用 年)
	テレビ	1	焼・爆・Ⓢ・他	不明 年 月	15万円	(使用 6年)
	椅子	4	Ⓢ・爆・消・他	不明 年 月	8万円	総額 (使用10年)

注意事項

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
【提出予定日： 年 月 日 時頃の予定】
- 3 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
- 4 この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。

所 属：

住 所：

担 当 者：

電話番号： ()

F A X： ()

（表）

車両・船舶・航空機 り災申告書

年 月 日

（宛先） 消防署長

申告者 住 所
職 業
氏 名
電話番号
（又は他の連絡先）

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と 申告者の関係	所有者・管理者・占有者	
	り災場所	さいたま市			
2	登録番号		車両・船舶・ 航空機名		
	年 式	年 月	型 式		
	種 別		用 途		
	自 事 別	自家用 ・ 事業用	運 転 者 又 は 船 長 ・ 機 長		
	購 入 年 月	年 月	購 入 価 格	円	
	取 得	新品 ・ 中古品	損 害 別	焼 ・ 爆 ・ 消 ・ 他	
3	積載物のり災状況（品名・数量及び購入価格（円）、購入年月等）				
4	火 災 保 険	保 険 会 社	契 約 者 氏 名	契 約 年 月	保 険 金 額
				年 月	円
				年 月	円
※ 受 付 欄		特 記 事 項			
提出丁数：					

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

(裏)

車両・船舶・航空機 り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、り災した物件の購入年月（登録年月）と購入価格を記入してください。
- 2 「運転者又は船長、機長」の欄は、り災時に運転していた者の氏名を記入してください。
- 3 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆：爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消：火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他：上記以外の損害（例～運び出す時に壊れたものなど）
- 4 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

2	登録番号	大宮〇〇〇あ〇〇〇〇	車両・船舶・航空機名	〇〇〇
	年式	平成〇〇年〇〇月	型式	ACB-NJ〇〇
	種別	普通	用途	乗用
	自事別	<input type="checkbox"/> 自家用・ <input type="checkbox"/> 事業用	運転者又は船長・機長	〇〇 〇〇
	購入年月	平成〇〇年〇〇月	購入価格	300万円
	取得	<input type="checkbox"/> 新品・ <input type="checkbox"/> 中古品	損害別	<input checked="" type="checkbox"/> 焼・ <input type="checkbox"/> 爆・ <input type="checkbox"/> 消・ <input type="checkbox"/> 他

(3の欄)「積載物のり災状況（品名・数量及び購入等の価格）」の欄は、車両等に積載され、り災した物件の品名、数量及び購入価格、購入年月を記入してください。

例

3	積載物のり災状況（品名・数量及び購入価格、購入年月等） 1 パソコン1台 125,000円（平成23年3月購入） 2 商品（衣類）50着 総額10万円（〇〇会社から配送委託）
---	---

(4の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。（加入のない場合は「加入なし」と記入してください。）なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

注意事項

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
【提出予定日： 年 月 日 時頃の予定】
- 3 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
- 4 この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。

所属：

住所：

担当者：

電話番号： ()

F A X： ()

様式第6号（第44条関係）

（表）

林野・その他の物件 り災申告書

年 月 日

（宛先） 消防署長

申告者 住 所
職 業
氏 名
電話番号
（又は他の連絡先）

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と 申告者の関係	所有者・管理者・占有者	
	り災場所	さいたま市			
2	火災 保 険	保 険 会 社	契 約 者 氏 名	契 約 年 月	保 険 金 額
				年 月	円
				年 月	円
3	り災物件及びり災状況	損 害 別	購 入 年 月	購 入 価 格	備 考
		焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)
		焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)
		焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)
		焼・爆・消・他	年 月	円	(使用 年)
※ 受 付 欄		特 記 事 項			
提出丁数：					

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

(裏)

林野・その他の物件 り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

(3の欄)

- 「り災物件」及び「数量」の欄は、り災した物件の名称と数量を記入してください。
- 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - 焼：火災によって焼けた物、熱によって炭化、熔融、破損した物又は火災の煙による損害
 - 爆：爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - 消：火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - 他：上記以外の損害(例～運び出す時に壊れたものなど)
- 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、必ず記入してください。ただし、購入年月が不明の場合は、備考の(使用 年)内に使用年数を記入してください。なお、使用年数は1年未満の端数は切捨てとします。
- 「備考」の欄は、リース品の場合、リース会社名等を記入してください。
- 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

	り災物件及びり災状況	損 害 別	購入年月	購入価格	備 考
3	防鳥ネット1枚	☉・爆・消・他	年 月	6,000円	中古品 (使用 3年)
	木製パレット50枚	☉・爆・消・他	平成25年 3月	15万円	総額 (使用 年)
	塀(アルミ製)15㎡	☉・爆・消・他	平成27年12月	8万円	総額 (使用 年)

注意事項

- この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
【提出予定日： 年 月 日 時頃の予定】
- 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
- この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。

所 属：

住 所：

担 当 者：

電話番号： ()

F A X： ()

(表)

火災番号	
------	--

火災損害状況調査書						
り災場所	さいたま市					
事業所名				業態		
職業氏名	(歳)			区分	1.火元 2.延焼	1.占有 2.管有 3.所有
建 物	建築年月	年 月		建物用途		
	面積	建築面積 延べ面積	m ² m ²	階数	地上階 地下階	
	建物の 焼損程度	全 半 部 ぼ		焼損面積	床面積 表面積	m ² m ²
	構造	1. 木造 2. 防火造 3. 準耐(木) 4. 準耐(非) 5. 耐火 6. その他				
	り災程度	全 半 小		り災世帯	世帯 人	
	建物所有者・住所・氏名					
	損害状況					
		焼損		円	爆 損	円
		消損		円		
		他損		円		
	合計		千円	爆損の四捨五入		
收容物の損害状況						
	焼損		円	爆 損	円	
	消損		円			
	他損		円			
	合計		千円			爆損の四捨五入

(裏)

車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	登 録 番 号		車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機 名		
	年 式		型 式		
	種 別		用 途		
	自 事 別	自家用 ・ 事業用	運 転 者 又 は 船 長 ・ 機 長		
	購 入 年 月		購 入 価 格 (円)		
	取 得	新 品 ・ 中 古 品	車 両 の 焼 損 程 度	全 半 部 ぼ	
損 害 状 況 (積 載 物 等 含 む 。)					
	焼 損	円	爆 損	円	
	消 損	円		爆 損 の 四 捨 五 入	千 円
	他 損	円			
	合 計	千 円			
林 野 ・ そ の 他	損 害 状 況				
	焼 損	円	爆 損	円	
	消 損	円		爆 損 の 四 捨 五 入	千 円
	他 損	円			
	合 計	千 円			
損害額の合計 (爆発損害額を除く。)			千円		
爆 発 損 害 額 の 合 計			千円		
火 災 保 険	保 険 会 社	契 約 者 氏 名	契 約 年 月	保 険 金 額 (円)	
当該火災について本職が (り災申告がない・損害が軽微である) ため被害の状況について調査したところ上記のとおりである。					
年 月 日					
調査員 所 属					
階級・氏名					

様式第16号から様式第18号までを次のように改める。

(表)

火 災 概 況 速 報												
担当署所					処 理 別				火災番号		署 号	市 号
火災種別		1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他										
覚知方法		()					爆 発	有・無	即報基準該当			有・無
火 元	出火場所	さいたま市					建 物 名 称 (用途)	()				
	職業氏名						(歳)		区 分	1. 占有 2. 管理 3. 所有		
	構造		階数	上 下	面積	建 延	m ² m ²	出火階				
	焼損程度	全・半・部・ぼ	焼損面積	床表	m ² m ²	り災 状況	全・半・小	世帯	人			
出 火		年 月 日			時 分頃		活動状況		署	団		
覚 知	入 電	年 月 日			時 分		出動車両		台	台		
	指 令	年 月 日			時 分		出動人員		人	人		
放 水 開 始	署	年 月 日			時 分		計		台	人		
	団	年 月 日			時 分							
鎮 圧		年 月 日			時 分		放水車両		台	台		
鎮 火		年 月 日			時 分		使用水利		()			
損 害 状 況	全 焼	棟	床表	m ² m ²	全 損		世帯	人				
	半 焼	棟	床表	m ² m ²	半 損		世帯	人				
	部 分 焼	棟	床表	m ² m ²	小 損		世帯	人				
	ぼ や	棟	床表	m ² m ²	計		世帯	人				
	計	棟	床表	m ² m ²	死 傷 者		死者 人	傷者 人				
火災損害物件												
死 傷 者 の 情 報	氏 名	年齢	負傷程度等		搬送救急隊		現場立会可否		備 考			
							□可 ・ □否					
							□可 ・ □否					
							□可 ・ □否					
							□可 ・ □否					

(裏)

住宅用火災警報器の設置	<input type="checkbox"/> 該当 (別紙1参照)		
住宅用火災警報器の奏功事例等	<input type="checkbox"/> 奏功事例 ・ <input type="checkbox"/> 不奏功事例		
初期消火	<input type="checkbox"/> 有 () ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 調査中		
防災品の奏功事例	<input type="checkbox"/> 有 防災物品名 () ・ <input type="checkbox"/> 無		
検知管による油反応の測定	<input type="checkbox"/> 実施 (<input type="checkbox"/> 1. 反応有り <input type="checkbox"/> 2. 反応無し) ・ <input type="checkbox"/> 未実施		
こんろ火災	<input type="checkbox"/> 該当 (別紙2参照)		
鑑定の依頼	<input type="checkbox"/> 有 (物件数: 点) ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 調整中		
鑑識物件	製造会社等: 製品名: 型式: 購入年月: 年 月頃 (車両等年式:) 社告等: <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 調査中 保管先:		
福祉課への連絡	<input type="checkbox"/> 有 (福祉課担当者:) <input type="checkbox"/> 無 (報告に該当しない火災)		
災害に伴う各種支援制度一覧	<input type="checkbox"/> り災者に配付済 ・ <input type="checkbox"/> 一部又は未配付のため後日配付		
主任調査員の現場立会	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	予防課要請	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
原因概要			
備考			
作成者	所属・階級・氏名	内線番号	—
主任調査員	所属・階級・氏名	内線番号	—
調査指揮者	所属・階級・氏名	内線番号	—

(表)

													火災番号			
火 災 調 査 票																
(宛先) 予防部長													年 月 日		消防署長	
処 理 別		担当署所														
火災種別		1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他										爆発				
火 元	出 火 場 所	さいたま市						建 物 名 称								
	職 業 氏 名							(歳)		区分		1. 占有 2. 管理 3. 所有				
出 火		月 日		時 分		覚知方法		初期消火器具								
覚 知	入 電	月 日		時 分		活 動 状 況	放水したポンプ台数		常備消防隊							
	指 令	月 日		時 分			主として使用した水利		消 防 団							
放 水 開 始	常 備	月 日		時 分			出場延べ人員		常備消防隊							
	団	月 日		時 分					消 防 団							
鎮 圧		月 日		時 分					常備消防隊							
鎮 火		月 日		時 分				消 防 団								
常備・非常備				用 途 区 分	用途地域		市 街 地 等	1. 市街地		少 量 危 険 物 等	1. 少量危険物取扱所					
最寄消防機関からの距離		(100m)			防火地域			2. 準市街地			2. 指定可燃物					
					特別区域			3. その他			3. その他					
火元の業態及び用途		業 態								防火対象物 (車両) 区分						
		用 途								項						
		事業所名														
火元焼損程度		1. 全 2. 半 3. 部 4. ぼ		階 数	上 下	建 築 面 積 m ²		延 べ 面 積 m ²		焼 損 床 面 積 m ²		焼 損 表 面 積 m ²				
出 火 原 因 及 び 概 要	出火箇所		発火源		経 過		着 火 物									
気 象	天 気	風 向		風 速	m	気 温	℃	湿 度	%	積 雪	cm	警 報				

(裏)

工事の状況		構 造	1. 木造 2. 防火造 3. 準耐 (木) 4. 準耐 (非) 5. 耐火 6. その他																							
火 元 建 物 の り 災 前 の 状 況																										
防 火 管 理 者	消 防 計 画	避 難 誘 導	消 火 訓 練	統 括 防 火 管 理	防 火 対 象 物 定 期 点 検 制 度	防 炎 物 品	消防用設備等の設置状況・住宅防火対策																			
							消 火 器 具	住 宅 用 消 火 器	屋 内 消 火 栓	住 宅 用 ス プ リ ン ク ラ ー	水 噴 霧 等	簡 易 消 火 具	住 宅 用 自 動 消 火 栓	屋 外 消 火 栓	住 宅 用 自 動 消 火 警 報 機	住 宅 用 消 防 ボ ン ブ	住 宅 用 自 動 消 火 報 知	自 動 火 災 報 知	住 宅 用 自 動 火 災 報 知	漏 電 火 災 警 報	非 常 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯	消 防 用 水	連 結 送 水 管	排 煙 設 備
防火管理者		職 氏名				火元建物 (建築年月)		年 月																		
届 出		年 月 日				号																				
出火階		火 元 の り 災 程 度	1. 全 損		世 帯 人	延 焼 棟 の り 災 程 度		全 損		世 帯		人	合 計	世 帯												
地上	地下		2. 半 損			全 損		世 帯		世 帯				人												
		3. 小 損		全 損		世 帯		世 帯		世 帯		人		人												
死 傷 者		死者 人		負傷者 人		重症 人		中等症 人		軽症 人																
延 焼 に よ る 焼 損 状 況 等	全 焼	棟 床		m ² 表		m ²		建物火災により焼損した収容物等																		
	半 焼	棟 床		m ² 表		m ²																				
	部分焼	棟 床		m ² 表		m ²																				
	ぼ や	棟 床		m ² 表		m ²																				
	合 計	棟 床		m ² 表		m ²																				
	区 画																									
林野・車両・船舶・航空機その他の火災損害物件																										
損 害 額 (千円)	焼 消 火 の 損 害	建 物				爆 発 損 害	建 物																			
		収 容 物					収 容 物																			
		車 両 等		(台)			車 両 等		(台)																	
		林野・その他					林野・その他																			
		計					計																			
延焼区分等				受持分団		行為者年齢		歳		予防課支援		有・無														
火災等事故報告		有・無		製造会社等				社 告 等		有・無																
				製品名				型式																		
備 考																										
作 成 者		所属・階級・氏名								内線番号		—														
主任調査員		所属・階級・氏名								内線番号		—														
調査指揮者		所属・階級・氏名								内線番号		—														

様式第17号 (その2) (第52条関係)

番号	延 焼 状 況						
	場 所	さいたま市				建物名称 (用途)	()
	職 業 氏 名	(歳)				区 分	1. 占有・2. 管理・3. 所有
	構 造			階 数		面 積	建 延 m^2 m^2
	焼 損 程 度	全・半・部・ぼ	焼 損 面 積	床 表	m^2 m^2	り 災 程 度	全・半・小 世帯 人
	火 災 損 害 物 件						
	備 考						
	場 所	さいたま市				建物名称 (用途)	()
	職 業 氏 名	(歳)				区 分	1. 占有・2. 管理・3. 所有
	構 造			階 数		面 積	建 延 m^2 m^2
	焼 損 程 度	全・半・部・ぼ	焼 損 面 積	床 表	m^2 m^2	り 災 程 度	全・半・小 世帯 人
	火 災 損 害 物 件						
	備 考						
	場 所	さいたま市				建物名称 (用途)	()
	職 業 氏 名	(歳)				区 分	1. 占有・2. 管理・3. 所有
	構 造			階 数		面 積	建 延 m^2 m^2
	焼 損 程 度	全・半・部・ぼ	焼 損 面 積	床 表	m^2 m^2	り 災 程 度	全・半・小 世帯 人
	火 災 損 害 物 件						
	備 考						

										火災番号			
火 災 調 査 書													
										年 月 日			
(宛先) 消防署長										所 属 階級・氏名			
処理別	火災種別 ()		覚知方法 ()		爆発		有・無						
出火日時				覚知日時				鎮火日時					
年 月 日 ()			入電	月 日 時 分		指令	月 日 時 分		月 日 時 分				
時 分頃				月 日 時 分			月 日 時 分		月 日 時 分				
火	場所	さいたま市				建物名称等							
	職業氏名					(歳)		区分	1. 占有者 2. 管理者 3. 所有者				
元	事業所名			業態			用途						
	構造			面積	建延		m ² m ²	階数	地上	地下	階	階	
	焼損程度	全・半・部・ぼ		焼損面積	床表		m ² m ²	出火階	階				
焼損状況	全焼	棟 床表		m ² m ²		全損	世帯 人						
	半焼	棟 床表		m ² m ²		半損	世帯 人						
	部分焼	棟 床表		m ² m ²		小損	世帯 人						
	ぼや	棟 床表		m ² m ²		合計	世帯 人						
	計	棟 床表		m ² m ²		死傷者	死者	人・傷者		人			
火災損害物件													
	損害額(千円)	焼消そのほかの損害	建物				爆発損害	建物					
			収容物					収容物					
			車両等 (台)					車両等 (台)					
			林野・その他					林野・その他					
計				計									

(裏)

発見状況					
初期消火状況					
死傷者の発生状況					
出火原因					
	出火箇所	発火源	経過	着火物	
作成者	所属・階級・氏名			内線番号	—
主任調査員	所属・階級・氏名			内線番号	—
調査指揮者	所属・階級・氏名			内線番号	—

様式第 2 1 号を次のように改める。

(表)

火災番号	
------	--

写 真 書

撮影 年 月 日 No.

--

撮影 年 月 日 No.

--

(裏)

撮影

年 月 日

No.



撮影

年 月 日

No.



様式第27号を次のように改める。

（表）

火災番号	
------	--

火 災 損 害 調 査 書					
	建 物	収 容 物	車両等 (台数)	林野・その他	合 計 (千円)
損 害 額 の 合 計 (爆発損害額を除く。)			()		
爆 発 損 害 額 の 合 計			()		

棟 別	火 元 ・ 延 焼	火 元 ・ 延 焼	火 元 ・ 延 焼		
用 途 ・ 物 件					
関 係 者 別	占 ・ 管 ・ 所	占 ・ 管 ・ 所	占 ・ 管 ・ 所		
り 災 者 氏 名					
り 災 程 度	全 ・ 半 ・ 小	全 ・ 半 ・ 小	全 ・ 半 ・ 小		
り 災 世 帯 ・ 人 員	世 帯 人	世 帯 人	世 帯 人		
焼 損 程 度 及 び 面 積	全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ	全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ	全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ		
	床 m ²	床 m ²	床 m ²		
	表 m ²	表 m ²	表 m ²		
建 物 ・ 収 容 物 の 損 害 額 (千 円)	損 害 別	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	
	建 物				
	収 容 物				
	小 計 【A】				
	爆 発	建 物			
		収 容 物			
		小 計 【B】			
車 両 等 ・ 林 野 ・ そ の 他 の 損 害 額 (千 円)	損 害 別	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	
	車 両 等 (台 数)	()	()	()	
	積 載 物				
	林 野 ・ そ の 他				
	小 計 【C】				
	爆 発	車 両 等 (台 数)	()	()	()
		積 載 物			
林 野 ・ そ の 他					
小 計 【D】					
【A】 + 【C】 の 合 計 (台 数)	()	()	()		
【B】 + 【D】 の 合 計 (台 数)	()	()	()		

(裏)

棟 別		火 元 ・ 延 焼	火 元 ・ 延 焼	火 元 ・ 延 焼	
用 途 ・ 物 件					
関 係 者 別		占 ・ 管 ・ 所	占 ・ 管 ・ 所	占 ・ 管 ・ 所	
り 災 者 氏 名					
り 災 程 度		全 ・ 半 ・ 小	全 ・ 半 ・ 小	全 ・ 半 ・ 小	
り 災 世 帯 ・ 人 員		世 帯 人	世 帯 人	世 帯 人	
焼 損 程 度 及 び 面 積		全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ	全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ	全 ・ 半 ・ 部 ・ ぼ	
		床 m ²	床 m ²	床 m ²	
		表 m ²	表 m ²	表 m ²	
建 物 ・ 収 容 物 の 損 害 額 (千 円)	損 害 別	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	
	建 物				
	収 容 物				
	小 計 【A】				
	爆 発	建 物			
		収 容 物			
		小 計 【B】			
車 両 等 ・ 林 野 ・ そ の 他 の 損 害 額 (千 円)	損 害 別	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	焼 ・ 消 ・ 他	
	車 両 等 (台 数)	()	()	()	
	積 載 物				
	林 野 ・ そ の 他				
	小 計 【C】				
	爆 発	車 両 等 (台 数)	()	()	()
		積 載 物			
		林 野 ・ そ の 他			
小 計 【D】					
【A】 + 【C】 = 合 計 (台 数)		()	()	()	
【B】 + 【D】 = 合 計 (台 数)		()	()	()	

様式第 3 2 号及び様式第 3 3 号を次のように改める。

(裏)

死者の状況	作業中	1. 工作中 2. 仕事外 3. 在校中 4. 在校外 5. その他								
	火気取扱	1. 喫煙中 2. 暖房器具取扱中 3. 炊事中 4. その他取扱中 9. 不明								
	死因	1. 一酸化炭素中毒・窒息 2. 火傷 3. 打撲・骨折等 4. 自殺 5. その他 9. 不明						血液中のCOHb濃度 () %		
	起床	1. 就寝中 2. 起床中 9. 不明								
	飲酒	1. 無 2. 有 3. 泥酔 9. 不明						アルコール濃度 () %		
	傷病	1. 無 2. 有 9. 不明								
	寝たきり	1. 寝たきり 9. 不明								
死者の発生した経過	身体不自由者	1. 身体障害者(障害区分不明) 2. その他の身体不自由者 3. 身体障害者(移動障害) 4. 身体障害者(視覚障害) 5. 身体障害者(聴覚障害) 6. 身体障害者(盲聾二重障害) 7. 身体障害者(その他の障害) 9. 不明								
	発見の遅れ	11. 熟睡 12. 泥酔 13. 病気、身体不自由 14. その他								
	判断力・体力	15. 乳幼児 16. 泥酔 17. 病気、身体不自由 18. 老衰 19. その他								
	早期延焼拡大	21. ガス爆発 22. 危険物燃焼 23. その他								
	避難の機会を逃す	24. 狼狽 25. 持出品 26. 火災ふれ回る 27. 消火 28. 救助 29. その他								
	逃げ切れなかった	31. 身体不自由 32. 延焼拡大 33. 避難路誤り 34. 出口施錠 35. その他								
	外部から内部へ	36. 救助、物品 37. 消火 38. その他								
火元建物	出火階	地上	階	出火箇所						
	屋内外	1. 屋内(自宅) 2. 屋内(自宅以外) 3. 屋外 4. 車両 5. 船舶 6. 航空機 9. 不明						階数	地上	階
	出火階同別	1. 同 2. 別 9. 不明	箇所室等				箇所室同別	1. 同 2. 別 9. 不明		
死者の発生した場所	屋内外	1. 屋内(自宅) 2. 屋内(自宅以外) 3. 屋外 4. 車両 5. 船舶 6. 航空機 9. 不明						階数	地上	階
	出火階同別	1. 同 2. 別 9. 不明	箇所室等				箇所室同別	1. 同 2. 別 9. 不明		
出火時死者と同一建物等にいたる者	同棟(共住又は同居)	人	同室等	人	死者1人	1. 死者1人 2. 非該当				
	自宅1人	1. 1人暮らし 2. 家族別棟 3. 家族留守		施錠	1. 施錠無 2. 施錠有 9. 不明		車両 船舶 航空機	人		
同一建物等内での死傷者数(本人を除く)	死者			負傷者						
	男	女	計	男	女	計				
出火時死者と一緒にいた者の年齢層										
0~5歳	6~10歳	11~20歳	21~30歳	31~40歳	41~50歳	51~60歳	61~64歳	65歳~	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
備考										

				火災番号	
負傷者の調査票					
出火日時	年 月 日 時 分頃			火災種別	()
出火場所	さいたま市			爆発	1. 爆発のみ 0. その他
負傷者	職業氏名	年 月 日生 (歳)		性別	1. 男 2. 女
	受傷部位及び内容			負傷程度	1. 重症 2. 中等症 3. 軽症 <input type="checkbox"/> 30日死者
	負傷者区分	1. 消防吏員 2. 消防団員 3. 応急消火義務者 4. 消防協力者 5. 自損 6. その他			
	避難方法	1. 施設による自力避難 2. 器具による自力避難 3. その他の自力避難 4. 消防隊による救助 5. 避難の必要なし 6. その他			
負傷者	区分	1. 火炎にあおられる、高温の物質に接触 2. 煙を吸う 3. 飛散物、擦過 4. 放射熱 5. 飛び降り 6. その他			
		状況	1. 消火中 2. 避難中 3. 就寝中 4. 作業中 5. その他		
	受傷原因				
負傷者	職業氏名	年 月 日生 (歳)		性別	1. 男 2. 女
	受傷部位及び内容			負傷程度	1. 重症 2. 中等症 3. 軽症 <input type="checkbox"/> 30日死者
	負傷者区分	1. 消防吏員 2. 消防団員 3. 応急消火義務者 4. 消防協力者 5. 自損 6. その他			
	避難方法	1. 施設による自力避難 2. 器具による自力避難 3. その他の自力避難 4. 消防隊による救助 5. 避難の必要なし 6. その他			
負傷者	区分	1. 火炎にあおられる、高温の物質に接触 2. 煙を吸う 3. 飛散物、擦過 4. 放射熱 5. 飛び降り 6. その他			
		状況	1. 消火中 2. 避難中 3. 就寝中 4. 作業中 5. その他		
	受傷原因				

附 則

この訓令は、平成31年5月31日から施行する。

さいたま市消防局訓令第8号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程（平成19年さいたま市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(警防本部の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 警防本部に警防本部長（以下「本部長」という。）<u>、警防本部副本部長（以下「副本部長」という。）</u>、統括班長、班長及び班員を置く。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>5 副本部長は、理事、警防部長、総務部長及び予防部長をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>6 統括班長は副理事、警防部次長、総務部次長及び予防部次長（次長を置かない部にあつては、部長があらかじめ指定する職員）を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第1に掲げる任務を遂行するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(作戦会議)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 作戦会議は、本部長、副本部長及び統括班長をもって構成し、本部長が招集する。ただし、議案の内容により本部長が必要と認める場合は、班長を参画させることができる。</p> <p>4 作戦会議の庶務は、<u>消防企画班</u>において行う。</p> <p style="text-align: center;">(部隊の長及び任務)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(警防本部の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 警防本部に警防本部長（以下「本部長」という。）<u>、警防本部長代行（以下「本部長代行」という。）</u>、警防本部副本部長（以下「副本部長」という。）<u>、統括班長、班長及び班員を置く。</u></p> <p>4 [略]</p> <p><u>5 本部長代行は、理事をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>6 副本部長は、警防部長、総務部長及び予防部長</u>をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう本部長を補佐する。</p> <p><u>7 統括班長は警防部次長、総務部次長及び予防部次長（次長を置かない部にあつては、部長があらかじめ指定する職員）を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第1に掲げる任務を遂行するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(作戦会議)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 作戦会議は、本部長、<u>本部長代行</u>、副本部長及び統括班長をもって構成し、本部長が招集する。ただし、議案の内容により本部長が必要と認める場合は、班長を参画させることができる。</p> <p>4 作戦会議の庶務は、<u>指揮班</u>において行う。</p> <p style="text-align: center;">(部隊の長及び任務)</p> <p>第6条 [略]</p>

2～4 [略]

5 中隊長は、出張所長、副参事、課長補佐、所長補佐又は係長の職にある者をもって充て、大隊長の命を受け小隊長以下の隊員を指揮し、速やかに活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決定して災害活動に当たるものとする。

6・7 [略]

(救助隊)

第9条 [略]

2 消防法第36条の2及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に規定する救助隊の種別及び配置署所は、次のとおりとする。

(1) 特別救助隊 西消防署、北消防署、見沼消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署、緑消防署及び岩槻消防署

(2) [略]

別表第1（第3条関係）

警防本部の組織及び任務

本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務
消防長	理事 警防部長	警防部次長	指揮班	警防課長	1 警防本部運営の総括に関する事。
					2 作戦会議の運営に関する事。
					3 消防庁、埼玉県消防応援活動調整本部及び関係機関との連絡調整に関する事。
					4 消防部隊等の運用に関する事。
					5 災害情報の総合分析判断に関する事。
					6 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関する事。
					7 消防部隊等の活動支援に関する事。
					8 消防機械器具等の被害状況の把握に関する事。
		通信	指令	1 消防通信の運用に関する事。	

2～4 [略]

5 中隊長は、出張所長又は副参事（出張所長又は副参事を置かない中隊にあつては、課長補佐、所長補佐又は主幹）の職にある者をもって充て、大隊長の命を受け小隊長以下の隊員を指揮し、速やかに活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決定して災害活動に当たるものとする。

6・7 [略]

(救助隊)

第9条 [略]

2 消防法第36条の2及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に規定する救助隊の種別及び配置署所は、次のとおりとする。

(1) 特別救助隊 西消防署、北消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署、緑消防署及び岩槻消防署

(2) [略]

別表第1（第3条関係）

警防本部の組織及び任務

本部長	副本部長代行	統括班長	班名	班長	任務
消防長	理事 警防部長	警防部次長	指揮班	警防課長	1 警防本部運営の総括に関する事。
					2 作戦会議の運営及び庶務に関する事。
					3 消防庁、埼玉県消防応援活動調整本部及び関係機関との連絡調整に関する事。
					4 消防部隊等の運用に関する事。
					5 災害情報の総合分析判断に関する事。
					6 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関する事。
					7 消防部隊等の活動支援に関する事。
					8 消防機械器具等の被害状況の把握に関する事。
		救急	救急	1 多数傷病者の救急活動の支援に関する事。	

		班	課長	2 出場指令に関すること。 3 災害状況等の情報収集に関すること。 4 情報通信体制の運用及び調整に関すること。
	副理事	救急班	救急課長	1 多数傷病者の救急活動の支援に関すること。 2 救急資器材の調達に関すること。
総務部長	総務部次長（消防担当次長）	[略]		
		消防企画班	消防企画課長	[略] 2 作戦会議の庶務に関すること。
		[略]		
		消防施設班	消防施設課長	[略] 2 [略] 3 消防水利施設の被害状況の把握及び消防水利の確保に関すること。 4 [略] 5 [略]
		予防部次長	記録班	予防課長
				[略]

		班	課長	2 救急資器材の調達に関すること。
		通信班	指令課長	1 消防通信の運用に関すること 2 出場指令に関すること。 3 災害状況等の情報収集に関すること。 4 情報通信体制の運用及び調整に関すること。
総務部長	総務部次長（消防担当次長）	[略]		
		消防企画班	消防企画課長	[略] 2 作戦会議の支援業務に関すること。
		[略]		
		消防施設班	消防施設課長	[略] 2 [略] 3 [略] 4 [略]
		予防部次長	記録班	予防課長
				[略]

別表第2（第5条関係）

部隊の名称及び編成

署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する車両	配置署所
[略]					
大宮消防署隊	大宮第1大隊・大宮	[略]			[略]
		大宮中隊	[略]		
			特別高度救助隊	はしご隊	
		[略]			
[略]					

別表第2（第5条関係）

部隊の名称及び編成

署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する車両	配置署所
[略]					
大宮消防署隊	大宮第1大隊・大宮	[略]			[略]
		大宮中隊	[略]		
			特別高度救助隊	はしご隊	
		[略]			
[略]					

第2大隊				
見沼消防署 見沼第1大隊・見沼第2大隊	見沼中隊	[略]		[略]
		第1消防隊	タンク車、大型水槽車又は電源照明車	
		第2消防隊	ポンプ車	
		特別救助隊	救助隊 救助工作車 はしご隊 はしご車又は重機搬送車	
		[略]		
		[略]		
	東大宮中隊	[略]		
	春野中隊	消防隊	タンク車	春野出張所
		救急隊	救急車	
		[略]		
備考	[略]			

第2大隊				
見沼消防署 見沼第1大隊・見沼第2大隊	見沼中隊	[略]		[略]
		第1消防隊	タンク車	
		第2消防隊	ポンプ車	
		[略]		
		[略]		
	東大宮中隊	[略]		
		[略]		
		[略]		
	備考	[略]		

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。